

## 職業能力開発ニーズ調査業務委託 企画提案競技実施要領

### 1 目的

職業能力開発ニーズ調査業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

### 2 委託業務の概要

職業能力開発ニーズ調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### 3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月13日まで

### 4 委託契約額の上限

4,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

委託料は業務完了検査に合格した後、精算払いにより支払う。

### 5 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本業務の委託に当たって、県の求めに応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (5) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (6) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。

### 6 スケジュール（予定）

令和7年9月9日（火）	県ホームページにて公募開始
令和7年9月24日（水）午後5時	参加申込期限
令和7年9月26日（金）午後5時	質問票受付期限
令和7年10月3日（金）午後5時	企画提案書等提出期限、書面審査開始
令和7年10月10日（金）までに	審査結果通知

### 7 企画提案競技への参加申込

- (1) 企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙1）により、下記担当課宛にメールで、令和7年9月24日（水）午後5時までに提出すること。

(2) 参加申込書提出確認のため、送信後は電話にて到着の確認をすること。

## 8 企画提案募集に関する質問の受付及び回答

(1) 本業務の内容など企画提案募集に関する質問は、質問票（別紙2）により、下記担当課宛にメールで、令和7年9月26日（金）午後5時までに提出すること。

(2) 質問票提出確認のため、送信後は電話にて到着の確認をすること。

(3) 回答は、軽微なものを除き、質問受付日の翌日から3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

## 9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

ア 持参する場合

令和7年10月3日（金）午後5時までに下記担当課に提出すること。

イ 郵送する場合

郵送用封筒に「企画提案書等」在中の旨を朱書きし、令和7年10月3日（金）までに下記担当課に到達するように送付すること。

(2) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式第1号）

イ 代理人を選定した場合には、委任状（様式第2号）

ウ 企画提案書（任意様式）

(ア) 審査基準書（別紙）の項目を網羅するように作成すること。

(イ) 独自の提案については、その内容が分かるように記載方法、タイトル等を工夫すること。

(ウ) 企画提案書はA4サイズで任意の様式とする。なお、表紙及び目次を除いて通し番号を記載すること。

(エ) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

エ 見積書

(ア) 次に例示する内容を参考に、本業務の履行に要する経費をすべて盛り込んで委託契約額の上限の範囲内で見積もること。様式はA4サイズで任意とする。

a 人件費（給与及び社会保険料等）

b 旅費

c 需用費（印刷費等）

d 役務費（通信運搬費等）

e 使用料及び賃借料（機材リース料等）

f その他諸経費（a～e以外で本業務のために使用されたことが特定・確認できるもの）

g 一般管理費等（a～fの合計の10%以内）

(イ) 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。また、数量、単価等、積算根拠についても明らかにすること。

(ウ) 宛名は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。

オ その他の書類

(ア) 納税証明書（県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の未納がないことの証明書） 1部

(イ) 会社概要や本事業の実施に関して参考となる資料 4部

(3) 提出部数

ア 正本 1部

イ 副本（コピー） 3部

(4) 作成に当たっての留意事項

ア 提案書等は、提案者1者につき1案に限り、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。

イ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。

ウ 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。

エ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。

オ 提案書等の作成及び提出にかかる費用は、提案者の負担とする。

## 10 審査

(1) 審査方法

審査委員が、申込者の提案書類により、「審査基準書」に従って書面審査を行う。

(2) 選定方法

審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を選定する。

(3) 審査の結果の通知

令和7年10月10日（金）までに、申込者に文書で通知する。

## 11 契約

(1) 手続

ア 審査の結果、契約の相手方を決定したときは、県は、契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認し、宮崎県財務規則（昭和39年規則第2号）に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。

イ 契約に係る業務委託仕様書は、契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。

ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

## 12 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 人材育成担当（担当：池上）

所在地 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁8号館3階

電話 0985-26-7107（直通）

E-mail koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp